

特組の該当事由

『特組』とは、以下のいずれかの条件に該当している世帯です。

1 ひとり親世帯

申込者が配偶者のいない方で、現に20歳未満の子を扶養している世帯

2 高齢者世帯

申込者と同居しようとする親族が65歳以上である世帯

3 心身障害者世帯

申込者又は同居しようとする親族に、次のいずれかに該当する方がいる世帯

- (1) 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級から4級までに該当する方
- (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が1級又は2級の方
- (3) 療育手帳の交付を受け、その程度が最重度（A）、重度（A）又は中度（B）の方
- (4) 戦傷病者にあつては、恩給法第1号表の3の第1款症の障害があり、その手帳を所持している方

4 子育て世帯

同居しようとする親族に、18歳未満の方がいる世帯

5 若者夫婦世帯

夫婦ともに40歳未満の世帯

6 原爆被爆者世帯

申込者又は同居しようとする親族に、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受け、特別手当等の支給を受けている方がいる世帯

7 ハンセン病療養所入所者世帯

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方がいる世帯

8 配偶者からの暴力被害者世帯

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者で、次のいずれかに該当する方がいる世帯

- (1) 同法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条若しくは児童福祉法第23条第1項の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方
- (2) 同法第10条第1項又は同法第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方
- (3) 配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証する女性相談支援センターによる書類、その他これに類する書類の交付を受けた方

9 犯罪被害者等

犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかの方（配偶者からの暴力被害者を除く。）で、次のいずれかに該当する方がいる世帯

- (1) 犯罪により収入が減少し、生計維持が困難となった方
- (2) 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために、当該住宅に居住し続けることが困難となった方
 - ア 犯罪により住宅が滅失又は著しく損壊したために居住することができなくなった方
 - イ 住宅を客体とする犯罪により居住することができなくなった方
 - ウ 犯罪により精神的な後遺症が生じ医学的に居住することができなくなった方

10 土砂災害特別警戒区域居住者の方

土砂災害特別警戒区域内の構造基準（建築基準法施行令第80条の3）を満たしていない建築物（土砂災害特別警戒区域の指定以前からその区域に存するものに限る。）に居住する方